

(資源の有効な利用の促進に関する法律の一部改正)  
 第二百五十五条 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「又は異議申立て」を削り、又は決定(却下の判決又は決定を除く。)は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、に改め、又は異議申立人」を削り、上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、又は異議申立人」を削り、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(計量法の一部改正)

第二百五十六條 計量法(平成四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六十三條第一項中「処分又は」の下に「その」を加え、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による「を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項並びに第四十九條第三項の規定の適用については、研究所、機構、日本電気計器検定所、指定検定機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関の上級行政庁とみなす。

第六十三條第二項中「処分又は」の下に「その」を加え、行政不服審査法による「を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、都道府県知事又は特定市町村の長は、行政不服審査法第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項並びに第四十九條第三項の規定の適用については、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の上級行政庁とみなす。

第六十四條の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下に「又はその不作為」を加え、又は異議申立てを削り、又は決定(却下の判決又は決定を除く。)は、その処分に係る者」を「は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、上」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

第六十五條中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合における行政不服審査法第九條第一項の規定の適用については、同項中「審査庁に所属する職員」第十七條に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者」とあるのは、「計量調査官」とする。

(化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の一部改正)

第二百五十七條 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三十三條の三中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五條第二項及び第三項並びに第四十七條の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

(弁理士法の一部改正)

第二百五十八條 弁理士法(平成十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項中「異議申立て」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の規定による審査請求」に改める。

第二十一條の見出し中「審査請求」を「行政不服審査法の規定による審査請求」に改め、同条第一項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)」を「行政不服審査法の規定」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前二項の場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法第二十五條第二項及び第三項並びに第四十六條第二項の規定の適用については、日本弁理士会の上級行政庁とみなす。

第二十三條第三項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「第四十六條第二項」とあるのは、「第四十六條第一項」と読み替えるものとする。

第二十六條に後段として次のように加える。

この場合において、第二十一條第三項中「第四十六條第二項」とあるのは、「第四十六條第一項」と読み替えるものとする。

第七十五條中「異議申立て」を「行政不服審査法の規定による審査請求」に改める。

電子署名及び認証業務に関する法律の一部改正  
 第二百五十九條 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第三十八條中「又は」の下に「その」を加え、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による「を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、主務大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第二項並びに第四十九條第三項の規定の適用については、指定調査機関の上級行政庁とみなす。

(特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部改正)

第二百六十條 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第一百七号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第一項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「行政不服審査法第十八條」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十二條」に、処分庁」を「処分をした行政庁」に、異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

第三十條第三項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第七十二條中「行政不服審査法による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項並びに第四十七條の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

第七十三條 削除

(使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正)

第二百六十一條 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二十八條の見出しを(再審査請求等)に改め、同条中「第三百三十五條」を「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号」に改め、第一号法定受託事務」の下に(以下、第一号法定受託事務」という。)を加え、同条に次の一項を加える。

2 保健所を設置する市又は特別区の長がこの法律の規定によりその処理することとされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五條の第二項の再審査請求の判決があったときは、当該判決に不服がある者は、同法第二百五十二條の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、主務大臣に対して再々審査請求をすることができる。

第三百三十五條中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する」を削る。